

## くまタビインターンシップ実施に関する合意書

参加学生（以下「甲」という。）と、運営事務局である一般社団法人フミダス（以下「乙」という。）は「くまタビインターンシップ」（以下、本インターンシップ）を実施するにあたり、次のとおり合意する。

### 第1条（実施目的）

本インターンシップは、さまざまな業種・業界を知ること、学生の職業観醸成を図ると共に、県内の幅広い地域の企業を体験することで「熊本で暮らす・働く魅力」を学生に感じてもらうことを目的とする。

### 第2条（実習期間）

本インターンシップの期間は、原則として「5日間オンラインインターンシップ」及び「5日間リアルインターンシップ」の場合は合計5日間、「1dayバスツアー」の場合は1日とする。

### 第3条（実習内容）

実習内容は、基本的に受入企業の仕事・業界の理解を深めることが出来るプログラムとする。

### 第4条（実習時間）

実習時間は、原則として受入企業の定める開始時間から、17時までを目途に終了とする。

### 第5条（守秘義務）

・甲が実習中に知り得た、受入企業が秘密として管理している技術上・営業上の情報について、実習中あ

るいはインターン終了後の如何を問わず、これを他に開示・漏洩・自ら使用しないものとし、受入企業の定める就業規則及び諸規定を遵守するものとする。

・甲が受入企業の秘密情報を故意に開示、漏洩もしくは使用した場合、誠意をもってその損害を直ちに賠償することとする。

・パソコンやスマートフォン等を用いた研修（オンライン型インターンシップ）に参加するにあたり、ファイル共有ソフト等、情報漏えいの危険性のあるソフト等のインストール、閲覧、アクセス等は行わず、受入企業の知的物的財産権を侵害する行為、またはこれらを助長するような行為を行わないこととする。

#### 第6条（知的財産の取扱い）

甲が実習中に発明、創作等に関与し、特許権、著作権等の知的財産に関する権利が生じた場合は、原則として、受入企業にその権利が帰属するものとする。

#### 第7条（緊急時の連絡）

甲は、事故や家族の不幸などの緊急事態が発生し、受入企業へ参加が遅れる場合、欠席する場合は、必ず乙及び受入企業へ連絡をするものとする。

#### 第8条（中止）

甲が信義に反する不適切な行為を行ったときは、乙および受入企業はインターンシップを中止することができるものとする。

#### 第9条（その他）

本書に定める事項に疑義が生じたとき、或いは本書に定めのない事項については、その都度甲と乙および受入企業で協議のうえ決定するものとする。

#### 第10条（個人情報）

甲の個人情報について、乙は本事業の目的においてのみ取得・使用するものとし、受入企業に提供される

ものとする。また、本インターンシップの期間中に撮影または取得した、甲の写真、画像、映像、音声の

使用については甲の承諾を要するものとする。

## くまタビインターンシップ実施に関する誓約書

この度、私は「くまタビインターンシップ」に参加するにあたり、下記事項を遵守し、かつ履行することを誓約します。

1. インターンシップに専念するとともに、目的の達成に努めます。
2. 遵守すべき関係法令及び規則等を遵守し、指導・指示等には忠実に従います。
3. 実習先の企業、団体の信用を傷つけたり不名誉になる行為を行ったりしません。また、実習先の企業、団体の事業を妨害する行為は行いません。
4. 企業、団体、お客様などに不快な印象を与えることのない服装で研修を受けます。
5. インターンシップの成果として論文を外部に発表する場合には、熊本市に事前に承認を得ます。
6. インターンシップ期間中における賃金、その他の費用について一切請求しません。
7. 私がインターンシップ期間中に事故・災害などにより損害を被った場合、または傷害や疾病が発生した場合において、その補償については、実習先の企業及び熊本市及び事務局へ請求しません。
8. インターンシップ期間中不適切な行為があった時には、インターンシップ期間の途中で中止されても何らの異議も申し立てません。